

平成27年度

定期監査結果報告書

施設監査（学校・幼稚園）

大分市監査委員



監査第1038号
平成28年2月12日

大分市長 佐藤 樹一郎 殿
大分市議会議長 永松 弘基 殿
大分市教育長 三浦 享二 殿

大分市監査委員 佐藤 浩

大分市監査委員 古庄 研二

大分市監査委員 安東 房吉

大分市監査委員 仲家 孝治

監査の結果について（報告）

定期監査（施設監査）を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

定期監査結果報告

1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
小学校 12校 金池、荷揚町、中島、城南、 八幡、東大分、明野東、 明野北、鶴崎、明治、松岡、 戸次	平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日）に係る支出負担 行為等の経理事務及び財 産管理状況等	平成 27 年 10 月 23 日 ～ 平成 28 年 1 月 25 日
中学校 6校 上野ヶ丘、大分西、大東、 吉野 (大在、植田)		
幼稚園 7園 金池、城南が丘、東大分、 明野、明治、松岡、戸次		

※（ ）は施設の警備報告のみ調査したもの

2. 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、物品及び施設の管理等は適正に行われているか、前回監査の指摘事項等が改善されているかに着眼して監査を実施した。

3. 監査の結果

(1) 支出負担行為等の経理事務について

特に指摘事項はなかった。

(2) 物品の管理状況について

① 備品の管理状況について

特に指摘事項はなかった。

② 刃物類、危険工作器具、薬品類等危険物品の保管状況について

- ・ 刃物類の保管方法が適正でなかったもの（八幡小）
- ・ 薬品の廃液を保管する容器が備えられていなかったもの（八幡小）

教育長が各小中学校長にあてた「毒物及び劇物並びに危険物等の適正な管理の徹底について（通知）」では、刃物類等危険な工具は、鍵のかかる安全な場所で保管することとされている。また、同通知では、薬品の廃液はポリ容器等に分別し保管することとされている。

しかしながら、凶工用の刃物について、鍵のかからない場所で保管されていたものが見受けられた。また、酸とアルカリ廃液については理科準備室のポリ容器に分別し保管されていたが、ヨウ素廃液については保管する容器が備えられていなかった。

今後は、通知に従い適正な管理に努められたい。

③ 自動体外式除細動器（AED）の管理状況について

特に指摘事項はなかった。

(3) 施設の管理状況について

① 施設の警備報告について

- ・未施錠や未消灯、機械警備のセット忘れ等の報告があったもの
(荷揚町小、城南小、八幡小、明治小、城南が丘幼)

教育長が各学校（園）長にあてた「学校施設等の適正な管理運営について（通知）」では、勤務終了後の施錠、消灯等の確認及び機械警備のセットを徹底することとされている。

しかしながら、警備報告書において未施錠や未消灯、機械警備のセット忘れ等の報告が散見された。

学校施設は本市の重要な財産であり、防犯上の面からも危機管理意識の徹底を図り、今後は、適正な管理運営に努められたい。

② 施設の使用許可事務について

- ・学校長が許可できない時間帯で体育館の使用を許可していたもの（戸次小）

大分市立学校施設管理規則等によると、学校長は学校施設について午前8時から午後10時までの間の使用を許可することができるが、その他の時間帯の使用については学校長が承認したうえで、教育委員会が許可する必要がある。

しかしながら、午前7時30分からの体育館使用について、学校長が許可していたものが見受けられた。

今後は、規則等に従い学校施設の適正な使用許可事務に努められたい。

③ 受水槽等設備の維持管理状況について

特に指摘事項はなかった。

④ 校舎、体育館、プール等建造物の維持管理状況について

特に指摘事項はなかった。